

皆さんの声を聞かせてください 今後の幼稚園のあり方とは

私立幼稚園の今後の動向を見据え、廃園を含む市立幼稚園の抜本的見直しを検討することを目的に「東久留米市市立幼稚園の今後のあり方に関する検討委員会」を本年4月、庁内に設置しました。半年余り検討を重ね、10月末に報告書を取りまとめましたので、その内容をお知らせします。

市民の皆さんのご意見をお聞きした上で、市において最終判断をすることとしています。皆さんのご意見を文書（ファクス・電子メール可）で企画調整課へお寄せください。

詳しくは同課 ☎70・7702（ファクス70・7804）へ。

企画調整課メールアドレス
kikakuchosei@city.higashikurume.lg.jp

トしていくことで地域に根ざした子育て情報の継続化を図る。

プラン2＝教育調査研究園の設置

【趣旨】研究園の教育内容を積極的に公開することにより、市全体の幼児教育レベルを一定以上に保つとともに、国・都からの情報の共有化を図る。私立幼稚園、市・私立保育園と小学校との連携を強化し、保護者・子どもの就学に関する不安を軽減し、小学校への移行を円滑にする。

報告書の全文は市ホームページまたは市政情報コーナー（市役所2階）でご覧ください。

11月11日～17日は 税を考える週間

この週間は、皆さんに税の仕組みや目的、税に対する理解を深めてもらうためのものです。この機会にぜひ税について考えてみませんか。

「ご存じですか？」 住民税と所得税の違い（16年度）

住民税（市・都民税）と所得税はとも個人所得に對して課税されるものですが、課税される所得の年分に、次のような違いがあります。



住民税
前年中（15年1月1日～12月31日）の所得に對して、16年度分として課税されます（現在所得がない場合でも前年中に35万円以上の所得があれば課税対象になります）。

所得税
現年中（16年1月1日～12月31日）の所得に對して、16年分として課税されます。パートで働いている方は、ご注意ください。表1のような違いがあります。

住民税には市民の方に均

表2 住民税と所得税の税率

課税標準額	市民税税率	都民税税率
200万円以下	3%	2%
200万円を超え700万円以下	8%...10万円（速算控除）	
700万円を超える	10%...24万円（速算控除）	3%...7万円（速算控除）
課税標準額	所得税税率	
330万円以下	10%	
330万円を超え900万円以下	20%...33万円（速算控除）	
900万円を超え1800万円以下	30%...123万円（速算控除）	
1800万円を超える	37%...249万円（速算控除）	

青色決算説明会・消費税等説明会

均等割市民税は3000円、都民税は10000円です。税率についても、表2のように住民税と所得税で税率に違いがあります。

17年度住民税から妻の収入が103万円以下の配偶者特別控除が廃止になります。住民税均等割の納税義務を有する夫と生計を一にする

税務署では、所得税の青色申告をしている方を対象に、青色申告決算書の作成や消費税および地方消費税などについての説明会を開催します。説明会では、決算の仕方を中心に、確定申告に当たって

税務署では、所得税の青色申告をしている方を対象に、青色申告決算書の作成や消費税の概要などを分かりやすく説明します。また、15年度の消費税法の改正等、多くの個人事業者に関係する事項についての説明も行いますので、ぜひこの機会をご利用ください。

妻で、夫と同じ市内に住所を有する者に対する非課税措置を廃止し、17年度分は2分の1の額で課税し、2000円（18年度分から全額4000円）を課税することになりました。

詳しくは課税課市民税係（内線2333・2337）へ。

【開催日時等】12月8日（水）午前10時～正午は不動産所得のある方、午後1時～4時は事業所得のある方

【会場】市民ラザホール

消費税については、15年度の法制改正により、事業者免税点制度の適用上限が3000万円から1000万円に引き下げられました。これにより、15年分の課税売上高事業収入から消費税の課税されない収入を差し引いた金額が1000万円を超える事業者は、17年分の消費税および地方消費税の申告が必要となる場合があります。また、消費税の課税事業者は、原則として、帳簿の記載や請求書・領収書等の保存が必要となります。

詳しくは東村山税務署個人課税第1部門管理・指導担当 ☎042・394・6811（内線415）へ。

法定調書の提出は フロッピーディスク等が便利！

税務署に提出する源泉徴収票等の法定調書にはフロッピーディスクやMO、e-Tax（インターネット）で提出できるものがあります。これらの方法により事務の効率化を図ることができます。特に経理の電算化を図っている方にお勧めです。

e-Taxとはインターネット

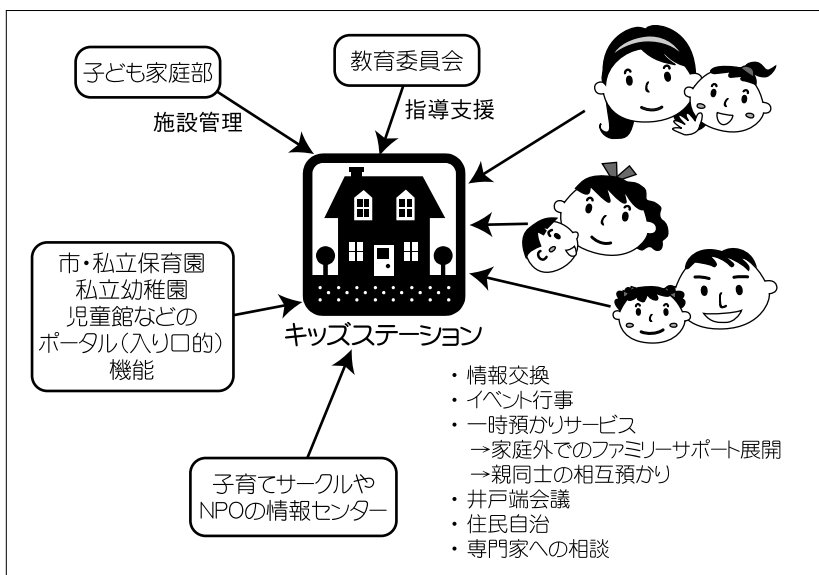
【相談内容】増・改築（新築・部屋を増築、室内の模様替え）＝応接間・高齢者の部屋・書斎などの増築・台所・浴室・トイレの改築、和室を洋室に、窓をサッシに、2階の増築、物干し台を2階に、防音工事、店舗や事務所の改築など

【相談内容】増・改築（新築・部屋を増築、室内の模様替え）＝応接間・高齢者の部屋・書斎などの増築・台所・浴室・トイレの改築、和室を洋室に、窓をサッシに、2階の増築、物干し台を2階に、防音工事、店舗や事務所の改築など

【申し込み】修繕箇所・増改築の内容を電話または直接産業振興課労働工務係（市役所2階）☎70・7743へ。詳しくは同係へ。

e-Taxホームページアドレス
http://www.e-tax.nta.go.jp

プラン1 キッズステーションの設置



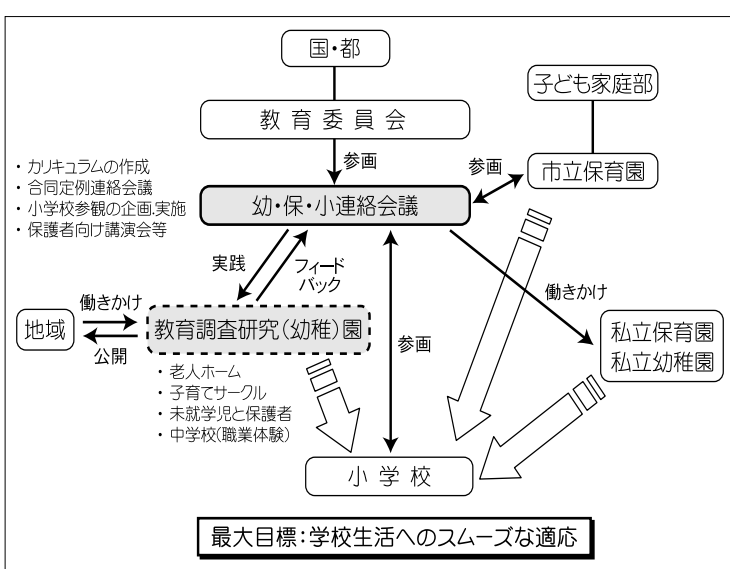
同委員会が幼児の保護者に対するアンケートや幼児施設の現場の声を聴きながら出した答えは、「市立幼稚園の私立幼稚園に対する補完的役割は終わったが、市立幼稚園が

その「再構築の方向性」として、2つのプランを提案しています。（以下報告書より抜粋）

プラン1＝キッズステーションの設置

【趣旨】子育て世代が主役となって運営し、行政がサポート

プラン2 教育調査研究園の設置



納税にご協力を

11月30日(火)は、国民健康保険税第5期の納期限です。最寄りの金融機関でお納めください。詳しくは納税課 ☎70・7730へ。

休日納税相談窓口 を開設

12月4日(土)・5日(日)

仕事などで平日の納税相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。

【日程】12月4日(土)・5日(日)

【時間】午前9時～午後4時

【会場】納税課市役所2階

【内容】納税相談 納付受け付け

相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。なお、税証明の発行や課税の相談はできません。詳しくは納税課 ☎70・7730へ。

表1 パート課税の早見表

給与収入額	住民税所得割	住民税均等割	所得税	配偶者控除・扶養控除（住民税・所得税）
100万円以下	課税されません		課税されません	該当します
100万円を超え103万円以下	課税されます			
103万円を超える	課税されます		課税されます	該当しません

住宅の増・改築から修繕まで 建築職人さんを紹介

市では、市民の皆さんの家屋修理・改築等の相談に応じられるよう、市内の建設業団体と協定を結び、大工・左官・塗装・配管・屋根・畳・タイル張りなどの修理・改築等の業者を紹介しています。ぜひご利用ください。



【相談内容】増・改築（新築・部屋を増築、室内の模様替え）＝応接間・高齢者の部屋・書斎などの増築・台所・浴室・トイレの改築、和室を洋室に、窓をサッシに、2階の増築、物干し台を2階に、防音工事、店舗や事務所の改築など

【申し込み】修繕箇所・増改築の内容を電話または直接産業振興課労働工務係（市役所2階）☎70・7743へ。詳しくは同係へ。